

地縁による団体認可事務取扱要領

	制定	平成 5年 4月 1日	市民局長決裁
改正	平成 20年 12月 1日	地域づくり推進課長決裁	
	平成 21年 7月 1日	地域づくり推進課長決裁	
	平成 22年 5月 25日	地域づくり推進課長決裁	
	平成 22年 10月 1日	地域づくり推進課長決裁	
	平成 24年 4月 1日	区政推進課長決裁	
	平成 24年 9月 1日	区政推進課長決裁	
	平成 25年 3月 28日	企画振興局長決裁	
	平成 25年 7月 1日	企画振興局長決裁	
	平成 28年 3月 24日	区政推進課長決裁	

(趣旨)

第1条 この要領は、自治会等一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体が、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため、地方自治法（昭和22年法律67号。以下「法」という。）第260条の2の規定による市長の許可を得るために必要な事項を定めるものとする。

(認可要件の審査)

第2条 認可要件の審査は、おおむね次によるものとする。

- (1) 認可の申請に関する総会（臨時総会を含む。）は、現在ある規約等に基づき招集され、有効に成立していること。
- (2) 現にその活動を行っていることと認められることの判定は、当該団体の活動実績報告書、収支決算書等の具体的書類によること。
- (3) 当該団体の区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によるものとする。また、当該区域は町名、字名、地番及び住居表示を基本とするが、道路、河川等で客観的に特定できる区域の表示であってもよい。なお、相当の期間とは、当該団体が当該区域において安定的に存在していると認められる期間をいう。
- (4) その相当数の者が現に構成員となっていることの判定は、当該区域住民の過半数以上が構成員となっている場合は、本要件を満たすものとする。
- (5) 未成年者の会員の表決権等の行使については、民法（明治29年法律第89号）の規定により法定代理人の同意を得るものとする。
- (6) 当該団体の資産確認は、保有資産目録又は保有予定資産目録によって確認することとし、登記簿謄本又は売買契約書の提出及び現地調査等は、原則として不要とする。

(許可できない団体)

第3条 次の団体は、地縁による団体として認可できないものとする。

- (1) 規約に定める目的が、スポーツ、趣味、レクリエーション、伝統芸能保存会等活動の目的が限定的に特定されている団体
- (2) 新設の団体で、地域的な共同活動の実績がない団体
- (3) 規約に定める構成員の資格に関する事項について、区域に住所を有する以外に年齢、性別等の個人の特定の要件を有する団体及び世帯主のみを構成員とする団体
- (4) 現金、預金又は動産のみを保有又は保有する予定の団体

(認可又は不認可の通知)

第4条 法第260条の2第1項の認可の可否を決定したときは、様式第1号及び様式第2号により当該団体の代表者にその旨の通知を行うものとする。

2 前項の通知は、認可申請の審査終了後、遅滞なく行うものとする。

(告示)

第5条 法第260条の2第1項の認可をしたときは、法第260条の2第10項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条に規定する告示を行うこととする。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(証明書の交付)

第6条 告示事項に関する証明書の交付については、次のとおりとする。

- (1) 法第260条の2第12項及び地方自治法施行規則第21条に規定する証明書交付請求書は、様式第3号によるものとする。
- (2) 郵便による証明書の交付請求の場合は、相当額の切手を貼付した返信用の封筒を同封することとする。
(地縁団体台帳の保存)

第7条 認可申請の関係書類の保存は、永久保存とする。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

指令第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代 表 者 様

熊 本 市 長

地縁による団体の認可について

年 月 日付けで申請のあった下記の地縁による団体については、年 月 日付けで認可する。

記

団 体 名

様式第2号（第4条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

地縁による団体の不認可について（通知）

年 月 日付けで申請のあった貴団体の地縁による団体の認可については、地方自治法第260条の2第2項の規定に該当しないので不認可とします。

認可地縁団体証明書交付請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

請求者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

地方自治法第260条の2第12項の規定により下記の地縁による団体に係る、同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

認可地縁団体名称	
認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	熊本市

必要通数	通
------	---